

横浜市栄区民文化センター 第5期指定管理者選定に係る質問・回答

番号	資料名	ページ・項目	質問	回答
1	公募要項	7ページ (2)指定管理料	指定管理料の上限額について、「令和8年度指定管理料に準じる」とされております。市公表資料「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」におけるP2賃金スライドの概要”既に制度が導入されている施設の指定期間更新時の取扱いについては、原則として指定期間更新後の1年目から賃金水準スライドの変動率を反映できるものとします。”と記載がある事から、次期指定管理期間1年目においては、制度上賃金スライドを反映するものの、現時点では金額が未定のために、一旦収支予算案は令和8年度指定管理料を基に算出するという理解でよろしいでしょうか。	本件施設は、賃金水準スライド制度が導入されているため、次期指定期間においても1年目から賃金水準の変動率を反映する取扱いとなります。 指定期間開始後、賃金水準スライド制度に基づき毎年度必要な見直しを行い、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます。 収支予算書の作成にあたっては、令和8年度指定管理料を参考に、指定期間開始後の新たな賃金水準スライドの影響は考慮せずに収支予算書を作成してください。
2	公募要項	17ページ (3)審査及び選定の手続きについて ア 審査方法	「団体の代表者又は代理人合計3名までの出席をお願いします」とありますが、プレゼンテーションに使用するPCの操作のみを行う人（発言は一切行わない）の追加出席は可能でしょうか。	公募要項において、面接審査の出席者は「団体の代表者又は代理人合計3名まで」と定めておりますので、パソコン操作者（発言は一切行わない）を含めて3名までお願いします。
3	公募要項	17ページ (3)審査及び選定の手続きについて ア 審査方法	面接審査の際、追加資料（投影するパワーポイントを印刷したものなど）の配布は可能でしょうか。	事前にご提出いただく応募関係書類以外に、追加で資料等を配布することはできません。 また、面接審査の際、パワーポイント等の資料を投影して説明される場合については、選定委員が応募関係書類中のどの部分を説明しているかが分かるように、ご配慮をお願いします。
4	公募要項	22 ページ (4)応募手続について ア 申請書類	団体の決算時期の都合で、書類提出期限までに前期の決算関係の書類が用意できない見込みです。その場合用意できる期から直近3か年分でよろしいでしょうか。	提出可能な期から遡って3か年分をご提出ください。
5	公募要項	22ページ (4)応募手続について ア 申請書類	団体が役員変更の申請中の為、書類提出期限日までに履歴事項全部証明書が用意できない可能性があります。その場合どうすればよろしいでしょうか。	役員変更手続中等のやむを得ない事情により提出期限までに取得できない場合は、申請中であることが分かる書類（登記申請書の控え等）及び最新の情報が分かる既存の履歴事項全部証明書を併せて提出し、取得でき次第速やかに正式な履歴事項全部証明書をご提出ください。
6	公募要項	22ページ (4)応募手続について ア 申請書類	「応募団体が特定できない状態（黒塗り等）にしたもの」とありますが、具体的にどの部分を黒塗り等すればよろしいでしょうか。類似施設の実績や連携・協働する施設等について記載した場合、施設名称等が明確であることがその提案の根拠となりうる場合があるため、「特定できない状態」の定義についてご教示ください。	具体的には、以下のような項目について黒塗り等を行ってください。 ・団体名、法人名 ・ロゴマーク、社章等 ・所在地（住所） ・代表者名、役職者名 ・自社名が特定できる固有の表現（略称・ブランド名等）
7	公募要項	22ページ (4)応募手続について ア 申請書類	指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び業務計画書について、会社都合により提出期限までに当該資料が用意できない可能性があります。その場合、前事業年度（2024年度）並びに前々事業年度（2023年度）の収支計算書及び事業報告書を先行して提出し、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び業務計画書については書類が整い次第別途提出することは可能でしょうか。	提出可能な期から遡って3か年分をご提出ください。
8	公募要項	22ページ (4)応募手続について ア 申請書類	決算の都合により税務署発行の納税証明書の発行が間に合わない場合、前年度分の提出でよろしいでしょうか。	直近で提出可能な納税証明書をご提出ください。
9	業務の基準	29ページ 使命5・定量指標 ④自主企画の事業による収入	「自主企画による事業」とは何を指しますか。指定管理業務において指定管理者自らが企画する事業（主催事業）のことですか、自主事業（AまたはB）のことですか。	指定管理業務において指定管理者自らが企画する事業（主催事業）を指します。

番号	資料名	ページ・項目	質問	回答
10	提案課題及び様式	1ページ 1 団体の実績 様式11	同類施設の概要を示す資料も併せて添付してください」とありますが、概要を示す資料とはどのようなものを想定していますか。例えば施設パンフレットのようなものである場合、同類施設の実績が多数あるため、すべての施設分を添付すると提出書類が膨大になることが想定されます。パンフレットのうち概要がわかる部分のみを添付することや、概要がわかるよう新たに作成した資料を添付することでもよろしいでしょうか。	「同類施設の概要を示す資料」とは、当該施設の規模や機能、運営内容等の概要が把握できる資料を想定しています。パンフレット等の資料からの抜粋や、要点をまとめた資料を作成していただいても差し支えありません。
11	提案課題及び様式	5ページ (3) (様式24) 5年間の収支及び収支バランス	支出科目において本郷台駅前県市等合同施設の共益費が不課税となっております。本来指定管理業務において、仮受消費税と仮払消費税がほぼ同額となるのが通例ですが、本件の場合不課税分の消費税相当額を納税する事になる為、支出が増加します。したがって当該様式では、支出科目「公租公課」に記載するという理解でよろしいでしょうか。もしくは別途、精算対象経費として扱うことが可能でしょうか。	当該消費税負担については、公租公課の項目に計上してください。
12	指定管理者制度における実務手引き	16ページ 3 事前協議の実施	「施設所管課は～必要に応じて計画の修正や見直しを求めます」とありますが、修正・見直しによって事業の扱いが提案時の想定と異なる分類となった場合、当該事業自体を取りやめる、または事業内容を調整すること等は可能でしょうか。たとえば、提案時は指定管理事業として提案していたが、施設所管課の確認を経て自主事業と判断された場合に、当該事業を取りやめ、または内容を変更することは可能でしょうか。	指定管理者として指定された場合、応募時に提案された事業については、区と事業内容の協議を行います。その過程において、施設の設置目的等との整合性等を踏まえ、事業内容の修正や一部見直しが生じる可能性があります。応募時に提案された事業は、指定管理事業、自主事業を問わず、原則として、提案時の内容で実施していただくことを想定していますが、やむを得ない事情がある場合は、協議の上、変更等を検討することになります。
13	指定管理者制度における実務手引き	18ページ 第3章 1 施設利用料	「専ら施設の利用目的の達成のために行われると認められる自主事業については、施設利用料を減免することも可能とします」とありますが、減免の採否、減免の割合は誰がどの時点で判断するのでしょうか。	自主事業実施にあたっては、区と事前協議を実施していただきますが、その際、区で減免の採否及び割合を事業ごとに判断します。